

工事担任者試験の科目合格者に対する試験の免除期間の延長について（重要）

「第4報：平成28年5月19日（木）」

工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第8条の規定により、総務大臣が告示して指定する方については、工事担任者試験の科目合格者に対する試験の免除期間を延長することとされています。今般、平成28年総務省告示第220号（平成28年5月19日）をもって、告示がありましたのでお知らせします。

1. 対象者の範囲

以下の（1）から（3）までのすべてを満たす方が対象です。

- （1）平成25年度第1回試験（平成25年5月26日実施）において、科目合格した方
- （2）平成28年度第1回試験（平成28年5月22日実施予定）の申請を行った方
- （3）平成28年熊本地震により災害救助法が適用（適用日：平成28年4月14日）された市町村（熊本県内全45市町村）の区域に居住する方

注 上述（1）から（3）までのすべてを満たす方のうち、平成28年度第1回試験を受験し不合格になった方も科目免除期間の延長の対象となります。

2. 延長期間

平成28年度第2回工事担任者試験（実施予定日：平成28年11月27日）まで

3. 「科目免除の期間延長申請書」および「災害救助法適用日の適用区域居住申出書」の提出

「科目免除の期間延長申請書」（様式1）および「災害救助法適用日の適用区域居住申出書」（様式2）をダウンロードまたは転記し、必要事項を記入の上郵送、FAX、電子メールにて以下の「送付先」宛てに送付してください。

○「科目免除の期間延長申請書」（様式1）

科目免除の期間延長を希望される方は必ず提出してください。当センターにおいて1.（3）に該当するか否かについて、1.（2）の試験申請時に記載の住所を確認します。

○「災害救助法適用日の適用区域居住申出書」（様式2）

1.（2）の試験申請以降に適用市町村の区域に転居した方等、試験申請時の住所が適用市町村の区域に該当しない方については、4月14日に適用市町村の区域に居住していたことを確認するため、「災害救助法適用日の適用区域居住申出書」（様式2）を様式1に併せて提出してください。

送付先

〒170-8585 東京都豊島区巣鴨2-11-1 巣鴨室町ビル6階 電気通信国家試験センター
TEL:03-5907-6556 FAX:03-5974-0096 メール:shiken@dekyo.or.jp

（参考）

平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法の適用について【第1報】（内閣府）

http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160415_01kisya.pdf

(様式1)

科目免除の期間延長申請書

一般財団法人 日本データ通信協会
電気通信国家試験センター 殿

「工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第8条に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件」（平成28年総務省告示第220号（平成28年5月19日））に定める要件を満たすため、科目免除の期間の延長を申請します。

平成 年 月 日

(申請者)

氏 名 _____ 印 (注)

生年月日 _____

電話番号 _____ (日中連絡がとれる番号)

住 所 〒 _____

_____ (郵便物が確実に届く住所)

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。

(様式2)

「災害救助法適用日の適用区域居住申出書」

一般財団法人 日本データ通信協会
電気通信国家試験センター 殿

平成28年4月14日の住所は、以下のとおりです。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印 (注)

住所 〒 _____

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。